

意見募集案件	北広島市森林整備計画改定原案
担当課	経済部農政課 電話 011-372-3311 内850

意見募集期間	平成23年12月1日(木)から平成23年1月31日(火)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所経済部農政課及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク ◇中央公民館、芸術文化ホール、図書館、大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
	経済部農政課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-0888 電子メールアドレス: nousei@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	平成23年2月頃 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 森林が持つ機能を発揮できるよう、森林整備の方針をまとめた計画です。北海道の地域森林計画に則して現在の計画を改定するものです。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 市内にある地域森林計画の対象となっている民有林について、公益的機能の種類により3種類に区分していましたが、これを5区分とし、区分ごとの施業方針を記載しました。その他、新たに伐採の中止又は造林の命令の基準についての記載が追加されました。 (3) その案の根拠となる法令の規定 森林法 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 市における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定めるもので、適切な森林整備を推進することを目的とするものです。
対象となる政策等 の原案	
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 平成24年2月に北海道等へ協議を行い、平成24年4月より適用となります。